



OBA MJ 連載

Vol.28 行政連携

「行政連携のお品書き」リニューアルいたしました！ 是非、ご活用ください！

行政連携センター 事務局長／同 運営委員会 副委員長 岸本 佳浩

1. 「行政連携のお品書き」とは？

ご存じない会員も少なくないと思いますが、「行政連携のお品書き」とは、**大阪弁護士会の各種委員会が地方公共団体等の行政機関と連携して日頃行っている行政連携活動**を、メニューリストの形式で一覧できるようにしたものです。

大阪弁護士会・行政連携センターの下記ページより、ダウンロードすることができます。

http://www.osakaben.or.jp/05_menu/renkei/index.php

「行政連携のお品書き」は、平成23年9月、大阪弁護士会が全国の弁護士会に先駆けて発行したのが始まりです。その後、平成25年6月、全国の弁護士会に先駆けて行政連携センターを発足したことに伴い改訂し、今回（平成26年8月）で2度目の改訂となります。「行政連携のお品書き」は、可能な限りアップデートするよう努めています。

2. 全国の弁護士会の状況は？

現在、弁護士会が行う行政連携活動をメニューリスト化している弁護士会は未だ少数にとどまります。

- ①「行政連携のお品書き」……………大阪、福岡県、京都
 - ②「自治体連携プログラム」……………東京
 - ③「行政機関向け弁護士会活動案内」……………熊本県
- ところで、平成25年9月24日、法務大臣の下に、

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設置され、その下に、同年10月11日、**「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会」**が設置されました。そして、平成26年4月、日弁連理事会内に「法律サービス展開本部」が設置され、その下に、「**自治体等連携センター**」が設置されました。このような流れの中で、弁護士会が行う行政連携活動をメニューリスト化するという動きは、全国の弁護士会に広がりつつあります。

3. 「行政連携のお品書き」って、自治体が求めているものですか？

日弁連若手法曹センター公務員任用支援プロジェクトチームが平成25年11月、「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」を全国の都道府県、市及び特別区の合計860の地方公共団体に対して実施しました。

そのアンケートの集計結果（総務部門に限る）によると、地元弁護士会と何らかの連携を図ることについて興味・関心があると答えた地方公共団体は448（78%）に上り、その中で実現可能で有効な方法として「地方公共団体のニーズに対応する一元的な窓口を弁護士会に設置すること」と回答した地方公共団体は292（65.4%）、**「弁護士会がどのような分野で地方公共団体と連携しているかを表した『メニューリスト』を提供して欲しい」と回答した地方公共団**

体は285(63.6%)に上りました。

大阪弁護士会等が始めた「行政連携のお品書き」は、「『メニューリスト』を提供して欲しい」という地方公共団体の要望を、いわば先取りする形で始めたものといえます。

4. 「行政連携のお品書き」って、役立つの？

第1に、従来、「縦割り」で「見えにくい」といわれていた**弁護士会内部の各種委員会の活動状況を「見える化」**いたしました。

第2に、利用者である地方自治体等の職員が目線に立ち、**行政職員の担当分野に対応する形で、一覧性、網羅性、利便性のあるもの**としました。

5. 「行政連携のお品書き」って、どのように役立つの？

第1に、利用者である行政職員にとって、弁護士会のどのような委員会が、どのような分野で、どのような形態で、どのような法的サービスを提供しているか、また、どのような自治体で利用実績があるか、**弁護士会の問い合わせ窓口はどこか、など必要とする情報を手軽に入手することが可能**となりました。

第2に、サービス提供者である弁護士会内部でも、**「広報資源の共有と有効活用」**及び**「会内連携」**を図ることが、極めて容易となりました。例えば、行政職員から弁護士会に問い合わせがあった際にも、この**「行政連携のお品書き」**を手がかりとして、**迅速に、適切な委員会へと繋ぐことが容易**となりました。

6. 「行政連携のお品書き」の活用を！

地方公共団体に向けて効果的な広報活動を行うためには、やはり、**フェイス・ツー・フェイス**でお互いに顔の見える形が、最も望ましいといえます。しかし、委員会単位で、行政職員に向けた広報活動を行うには、どうしても限界があります。

そのような中、「行政連携のお品書き」は広報ツールとして極めて有用です。

「行政連携のお品書き」があれば、**所属委員会の**

「縦割り」を排除し、所属委員会を問わず、会員であれば誰でも、行政職員へ「行政連携のお品書き」を手渡すだけで、手軽に、弁護士会の行政連携活動全般を広報することができます。

誰でも弁護士会の広報マンになることができます。

7. 派遣講師には、広報義務があります

行政連携センターから講師派遣を行う場合、派遣講師の方々には、次のような内容のお願いをしております。

行政連携センターでは、「行政連携のお品書き」を発行し、大阪弁護士会のどのような委員会が母体となって、どのような自治体との間で、どのような連携活動を行っているかを一覧することができる「行政連携のお品書き」を発刊しております。

つきましては、「行政連携のお品書き」をご講演の参加者に配布していただいたうえで、同活動についての広報をあわせていただきますよう本書を持ちましてお願いいたします

上記担当事務局宛まで、メールにて、送付先(ご担当者)と送付部数をご指示いただければ、弁護士会より送付いたします。

※ 大阪弁護士会行政連携センター業務実施規則(規則第二百三十二号)(抜粋)
(弁護士・弁護士会の活動の広報)

第十三条 第四条の紹介により講師を受任した会員は、講演に当たり、弁護士及び弁護士会の活動について積極的な広報活動に努めなければならない。

8. 具体的には、どのように使えばいいの？

たとえば、高齢者・障害者福祉の関係で、弁護士会から講師を派遣します。研修会場には、福祉関係の職員が受講生として参加しています。その席で、講師となった会員は、「行政連携のお品書き」を配

布し、ほんの5分で構いませんので、弁護士会の広報を行うのです。

福祉関係の職員は、いろいろな悩みを抱えております。利用者からの不当要求、不正受給返還請求など、様々です。「行政連携のお品書き」には、自治体債権の管理回収に関するメニューや、行政対象クレームに関するメニュー等も用意されていますので、行政職員が必要とする情報をお届けすることが容易にできるのです。

そして、もし、弁護士会との連携（相談、講師派遣、弁護士紹介、各種支援等）に関し興味を持つ行政職員がおられましたら、次の窓口等をご案内ください。

大阪弁護士会行政連携センター

TEL 06-6464-1681

(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします)

<http://www.osakaben.or.jp>から
「自治体・行政の方へ 行政連携センター」
をクリック

9. お願い

会員各位におかれましては、行政職員向け研修、法律相談、事例検討会、懇談会、協議会など、**行政職員と接触するあらゆる機会を捉え、積極的に「行政連携のお品書き」の配布と活用**をお願いいたします。